

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に基づく
栄町教育委員会の点検・評価報告書
(平成21年度対象)

栄町教育委員会

平成22年11月

平成21年度栄町教育の方針

栄町は水と緑に囲まれ、先人の残した豊かな歴史と文化に恵まれた大変住みよい町であるとともに、他人を思いやる町民に育まれたすばらしい町でもあります。

こうした町の活力を増進し、生き生きとした町づくりを推進するためには、栄町の未来を担う子どもたちが夢や誇りを持ち、町民の方々が健康で生きがいのある生活を送れるようにすることが大切であります。このため、各小中学校においては「^{あす}未来の栄町を担う心豊かなたくましい子ども」の育成を目指し、個に応じたきめ細かな指導を展開し、生きる力の育成に努めるとともに、各種団体の協力を得ながら町民によるサークル活動やスポーツ活動を展開してまいりました。

国においては、教育基本法の改正を皮切りに、学校教育法を含む教育3法が改正されるなど、教育再生に向けた取り組みが集中的に行われ、平成20年3月にはこうした改正の趣旨に即した新しい学習指導要領が告示されました。新学習指導要領では、現行学習指導要領の理念である「生きる力」を引き継ぐとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等の育成を車の両輪として伸ばしていくこととしております。また、新学習指導要領の全面実施は小学校が平成23年度、中学校が平成24年度からとされておりますが、一部の内容については今年度から先行して実施されているところであります。

栄町においても、新学習指導要領への円滑な移行を実現するとともに、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、各学校の学力向上に向けた取り組みを共有化し、学校・家庭・地域が連携協力し合い、より効果的で実効性のある学力向上に向けた方策の検討を進めてまいります。

また、地域の教育力を発掘・活用し、地域全体で子どもたちの成長を支えていくため、竜角寺台小学校に学校支援地域本部を設置し、学校支援ボランティアを募って、環境整備活動や学習支援活動等を実施することとしております。さらに、県内でも有数の大規模な古墳群のひとつである「龍角寺古墳群・岩屋古墳」が平成21年2月に国史跡に指定されたことに伴い、先人が残した歴史遺産を次代に引き継ぐための公有化の作業を進めてまいります。

栄町教育委員会は、このように多岐にわたる教育行政上の諸課題の解決に向けて、平成21年度の基本方針を次のように掲げ、その実現に向けて努力してまいります。

基本方針

- 1) 創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。
- 2) 生涯学習とスポーツを通して、心身ともに健康で生きがいのある生活と心のかよう地域社会をつくとともに、地域の教育力を生かした子どもたちの健全育成を推進します。
- 3) 地域に根ざした芸術・文化の育成と町内にある文化財の保護・伝承・活用を図り、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。

目 次

1	点検・評価の趣旨	1
2	点検・評価の対象	1
3	点検・評価の方法	1
4	点検・評価結果の構成	2

点検・評価

- (1) 創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。 3

- (2) 生涯学習とスポーツを通して、心身ともに健康で生きがいのある生活と心のかよう地域社会をつくとともに、地域の教育力を生かした子どもたちの健全育成を推進します。 11

- (3) 地域に根ざした芸術・文化の育成と町内にある文化財の保護・伝承・活用を図り、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。 18

1 点検・評価の趣旨

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成20年4月から全ての各教育委員会は毎年その全ての権限に属する事務の管理、執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

栄町教育委員会では法の趣旨に則し、課題や方向性を明らかにし、より効果的な教育行政の推進のため実施するものです。また、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を行い報告書にまとめ、町議会に報告するとともに町民への説明責任を果たすものです。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、「栄町教育方針」を実現するための重点的な取組みとして、実施した平成21年度の施策として、「特色ある学校づくりの支援」「きめ細かな学校教育の推進」「教育施策の総合的な推進」「情報通信機器の整備」「情報共有の推進」「学習環境の整備・充実」「学校給食の充実」「生涯学習の充実」「青少年健全育成の充実」「生涯学習資料の充実」「生涯スポーツの振興」「文化芸術発信拠点の充実」「町史編さん事務の充実」「文化財保護の充実」の以上14の施策を掲げ、目標の達成のため実施したものです。

3 点検・評価の方法

点検・評価にあたっては、「栄町教育方針」を項目ごとにその取組み状況を明らかにするとともに、各施策について自己評価しました。

なお、客観性を一層高めるため、教育に関し学識経験を有する方に取組み状況を説明し、ご意見をいただきました。

ご意見をいただいた方々のお名前は、次のとおりです。

(50音順 敬称略)

氏 名 田邊 みさを (元小学校長)

氏 名 福本 朋子 (財団法人日本ユニセフ協会千葉県支部事務局長・元教育委員)

4 点検・評価結果の構成

- (1) 基本方針 「栄町教育方針」に掲げた事項を記しています。
- (2) 目 標 基本方針を具現化するための施策及びその内容を記しています。
- (3) 施 策 目標達成のために取組んだ施策名を記しています。
- (4) 取組み状況及び評価（「目標」に対する教育委員会の取組み状況）
目標は複数の施策の集合体となっております。ここでは、(3)で掲げた施策に対し、取組み状況及び自己評価を記しています。
- (5) 学識経験者からの意見及び学識経験者からの知見を受けての総合評価
- 【学識経験者からの意見】
基本方針ごとの教育委員会の自己評価に対する学識経験者からの意見を記しています。
- 【学識経験者からの知見を受けての総合評価】
学識経験者からの意見をいただいた上で、本町教育行政が取組む方向について基本方針ごとに記しています。

基本方針（1）

創意と活力のある教育活動の中で、基礎基本の確実な定着と個性を生かすきめ細かな学校教育を推進します。

目 標

次代を担う子供たちの将来の夢や希望を育むため、きめ細かな指導により一人ひとりの子どもに基礎・基本の定着を図り、確かな学力を身に付けさせる。さらに、地域の特性を生かした体験活動を充実し、自ら学ぶ意欲と学び方を身につけた心豊かでたくましい子供たちに育てるとともに、新しい時代に対応した学校教育の推進と、児童生徒が安全で快適な学校生活を送れるよう、教育環境の整備に努める。

施 策

- ・ 特色ある学校づくりの支援
- ・ きめ細かな学校教育の推進
- ・ 教育施策の総合的な推進
- ・ 情報通信機器の整備
- ・ 情報共有の推進
- ・ 学習環境の整備・充実
- ・ 学校給食の充実

取組状況及び評価

施 策 名	内 容	21年度状況	施策評価
特色ある学校づくりの支援	<p>（特色ある学校づくりの推進事業）</p> <p>学校評議員設置、外部指導者の活用、職場体験学習、町教育振興会等の支援を行うとともに、学校安全に関する実態把握と指導助言を行う。</p> <p>（教職員人事の適正事務事業）</p> <p>教職員の手当事務、休暇、履歴事項管理、適正配置等について基準に基づいて適切に処理する。</p>	<p>（特色ある学校づくりの推進事業）</p> <p>学校評議員の設置は8校中8校、中学校外部指導者の活用は2校中2校、学校支援ボランティアの活用は8校中8校で、支援が行われた。</p> <p>（教職員人事の適正事務事業）</p> <p>適正な教職員人事に係る事務を遂行し、教育水準の維持向上に努め、学校運営に支障が出ないよう対応した。</p>	<p>各小中学校が学校運営や教育活動の情報提供を行い、地域の人材を活用した開かれた学校づくりを推進し、特色ある学校づくりができるよう支援ができた。また、学校評議員を活用した学校関係者評価の実施を支援することができた。教育水準の維持向上に関しては今後も継続して対応していく。</p>

<p>きめ細かな学校教育の推進</p>	<p>(国際化に対応した人間教育事業) 中学校に外国語指導助手、小学校に国際理解教育指導員を配置し、国際理解教育の推進を支援する。</p> <p>(個に応じた授業改善推進事業) 個に応じた指導法改善を推進するために学校補助教員、特別支援教育補助員、介助員を配置し、また、児童生徒の適切な就学のための審議を行う就学指導委員会を実施する。</p> <p>(心の教育支援事業) 教育相談体制整備のために、巡回スクールカウンセラーの配置、教育支援センター「ゆうがく館」へ指導員を配置することに加え、生徒指導や道徳教育の充実を図るための支援を行う。</p> <p>(学校を担う人材の育成支援事業) 教職員の資質向上をめざし、学校教育に係る研修会の実施や各校の校内研修会に係る支援を行う。</p>	<p>(国際化に対応した人間教育事業) 各中学校に1名の外国語指導助手、各小学校に国際理解教育指導員を配置し、国際理解教育を推進することができた。</p> <p>(個に応じた授業改善推進事業) 児童生徒一人ひとりの個性を活かす学校教育を展開するために、就学指導委員会を開催し、また、人材を各学校に配置することができた。</p> <p>(心の教育支援事業) 教育支援センターに教育相談員1名、指導員2名を、小学校には巡回スクールカウンセラーを配置した。また、生徒指導会議の開催や、各学校への学校訪問を行った。</p> <p>(学校を担う人材の育成支援事業) 各種研修会を年間で17回実施し、教職員の資質・能力の育成及び開発を行うことができた。また、各学校の校内研修会への講師謝礼、教職員への各種研修会等への負担金を補助した。</p>	<p>児童生徒の学力向上と「生きる力」の育成を目指して、人的配置を行い、きめ細かな指導が実施できた。特に通常学級で特別な配慮を要する子どもたちに対してそのニーズに応じて指導する特別支援教育補助員の配置は、子どもの学習を保證することができ、保護者からも大変理解されている町独自のシステムである。適応指導教室「ゆうがく館」では、各学校に登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童生徒8名を受け入れ、カウンセリング及び学習支援を実施した。各小学校に巡回スクールカウンセラーを配置し、児童や保護者、教職員の相談に応じ、カウンセリングやアドバイスをを行い、好評を得た。今後も教育の人的条件整備を目指すとともに、指導力の向上に資する研修会を充実させ、教職員の更なる資質向上に努める。</p>
---------------------	--	---	--

<p>教育施策の総合的な推進</p>	<p>(教育総務管理事業) 教育委員会の意思決定機関の会議について、適切に情報を収集し、迅速に対応して、定例会・臨時会・協議会を開催することにより、円滑な教育行政を推進する。また、事務局の適材適所の人事配置並びに教育行政研修などにより、知識の向上を図る。</p> <p>(学校用備品管理事業) より良い学校生活を送れるよう学校間の消耗品などの共有化等を考えながら予算を適正に執行・管理する。</p>	<p>(教育総務管理事業) 教育委員会会議定例会・臨時会を適切に開催することができた。また、教育委員による学校訪問(栄東中学校、北辺田小学校)を実施した。</p> <p>(学校用備品管理事業) 学校間のバランスを考えながら予算を適正に執行・管理した。</p>	<p>教育委員による学校訪問を実施したことにより、学校現場の現状を把握することができた。今後も教育委員会としてのあり方について、事務局としての支援の質の向上を図る。また、円滑な教育行政が行われるように、教育委員会、学校、その他の教育機関を適正に支援等を行っていく。</p>
<p>情報通信機器の整備</p>	<p>(情報通信機器整備事業) 情報化教育推進のために、国が推進する施策に基づき町内小中学校に情報通信機器の保守を行なう。また、次年度以降の導入機器の構成を検討する。</p>	<p>(情報通信機器整備事業) 現在の情報通信機器は既に対応年数も経過しており、維持管理するにも部品の供給ができない状況であるが、可能な限り修理を行い授業に支障がないよう維持し、導入機器等の構成を検討し、校内 LAN を含めた整備事業の契約を行った。</p>	<p>今後も、情報化社会において必要とされる知識、技術を身に付けさせ、時代に即した適確な教育ができるように情報通信機器の整備をする。</p>
<p>情報共有の推進</p>	<p>(教育委員会広報事業) 教育委員会ホームページで、広く住民等に教育委員会の取組みや業務内容等の情報を発信する。</p> <p>(学校情報発信事業) 過去の方法は継承しつつ、補完的に携帯端末</p>	<p>(教育委員会広報事業) 教育委員会及び各小中学校のホームページを開設し情報を発信した。</p> <p>(学校情報発信事業) 学校では、連絡網やプリントの配布により学</p>	<p>今後も、町民と互いに情報を共有することにより、子ども達へのサポートを実現させる。</p>

	向けのメール配信サービスなどの利用形態の拡充を検討する	校の情報を発信しているが、補完的に保護者の携帯端末向けのメール配信サービス実施について学校や他課との連携を図り今後の方向性を検討した。	
学習環境の整備・充実	<p>(就学事務の適正化推進事業) 通学区域、就学指定校、区域外通学、入学関係の業務を行う。</p> <p>(児童・生徒関係事業) 学齢簿、転入・転退学に関する業務や体力・運動能力に関する調査を円滑に実施する。</p> <p>(学校保健事業) 児童生徒や教職員の定期健診や学校保健に関する事業を円滑に実施する。</p> <p>(学校衛生事業) 学校用務員の細菌検査、学校の配膳室の害虫駆除業務を行う。</p> <p>(災害共済給付事業) 児童生徒の災害共済給付に係る業務を行う。</p> <p>(学習環境整備事業) 教科書の給付、理科教材備品の整備拡充、校外学習等における町バス活</p>	<p>(就学事務の適正化推進事業) 通学区域、就学指定校、区域外通学、入学関係において円滑に事務事業が実施された。</p> <p>(児童・生徒関係事業) 学齢簿、転入・転退学に関する業務や体力・運動能力に関する調査は円滑に実施された。</p> <p>(学校保健事業) 定期健康診断等の事業は円滑に実施された。</p> <p>(学校衛生事業) 食中毒の発生もなく清潔な状況が保たれた。</p> <p>(災害共済給付事業) 給付請求に係る事務のオンライン化により、迅速正確且つ簡単に災害給付手続きが実施できた。</p> <p>(学習環境整備事業) 新学習指導要領実施に先駆け、理科・数学備品の購入を行った。</p>	<p>適正な予算執行により、児童生徒の学習環境を整えるとともに、児童生徒教職員の定期健康診断を実施し、健康な学校生活を送れるようにする。また、経済的に困窮している児童生徒に適切な教育援助を行うことを継続していく。</p> <p>学校施設のアスベスト除去については、児童・生徒が立ち入る場所は、すべて完了した。今後も児童生徒の安全性に配慮し、学校教育に支障が生じないように、緊急性の高いものから計画的に整備を進める。</p>

	<p>用に係る業務を行う。 (就学支援事業) 学校教育法に基づく就学援助や特別支援教育就学奨励業務を行う。</p> <p>(私立幼稚園就園奨励費補助事業) 私立幼稚園に通園している園児の保護者に対して、所要経費の一部を補助する業務を行う。</p> <p>(学校教育施設設備事業) 児童・生徒及び教職員が安心して教育活動ができるように、学校教育施設の整備を図る。</p> <p>(調査・統計事業) 学校基本調査、学校教育実態調査の取りまとめを行う。</p>	<p>(就学支援事業) 就学支援制度は確立されており、適切に事業が実施された。</p> <p>(私立幼稚園就園奨励費補助事業) 町内2園、町外6園に通園する対象園児210名の保護者に対して補助金を交付した。</p> <p>(学校教育施設設備事業) 布鎌小体育館の改築工事、酒直小、安食台小、竜角寺台小のアスベスト除去工事等を実施した。</p> <p>(調査・統計事業) 学校基本調査、学校教育実態調査が正確に実施された。</p>	
<p>学校給食の充実</p>	<p>(施設管理維持事業) 法定点検の実施のほか、職員による点検や修繕を随時行う。</p> <p>(給食費徴収事業) 毎月金融機関等の口座振替結果を消し込み作業し、未納者に対する納入通知書の発行及び滞納整理を行う。</p> <p>(給食事業) 細菌検査業務、給食管</p>	<p>(施設管理維持事業) 国の交付金を活用し、ボイラー交換、貯湯槽塗装、施設修繕等大規模な改修をすることができた。</p> <p>(給食費徴収事業) 学校給食徴収事務取扱要綱により、督促状・催促書等の様式を定め統一的に事務を執行できるようにした。</p> <p>(給食事業) 給食提供は滞りなく</p>	<p>児童生徒・保護者への食育に関する指導・啓発活動の一環として、給食残菜量の集計を行い、目標値実現を目指した。試食会等を活用して保護者にも食の指導を行い、食習慣を見直してもらう機会を設けた。これらにより、給食の時間を延ばした学校もあり、結果として残菜量も減り、目標値に近づいた。</p>

	<p>理業務、賄材料の調達業務、献立表の作成業務、調理業務、配送業務、栄養指導業務を行う。</p>	<p>行われており、食中毒等の事例も発生していない。異物混入事例が1件発生したが、原因は特定できなかった。この事例を重く受け止め、学校給食に異常が発生した場合の適切な初期対応ができるよう各学校と教育委員会、学校給食センターで共通理解事項を確認した。また、小・中学校において栄養指導等を実施したことにより、給食における残菜の量が確実に減っている。</p>	<p>安全で安心な学校給食の提供は、学校給食を実施するうえでの絶対条件であり、食中毒はもとより、異物等の混入もあってはならない。しかし、これらのことが万が一発生した場合を想定して、「栄町学校給食に係る危機管理マニュアル」を策定し、学校給食に異常が発生した場合における学校、給食センター、教育委員会の対応を明確にしなければならない。</p>
--	---	--	---

学識経験者の意見（基本方針（1）について）

- 特色ある学校づくりの支援について
（特色ある学校づくりの推進事業）
 - ・学校評議員を活用し、保護者や地域住民が参加した特色ある学校づくりが推進できているかどうか評価を行い、その報告を教育委員会は求める必要がある。
- きめ細かな学校教育の推進について
（国際化に対応した人間教育事業）
 - ・国際理解教育指導員の1日当たりの勤務時間を延長し、小学校5・6年生の外国語活動はもとより、1年生から4年生までの英語活動も充実する必要がある。
（心の教育支援事業）
 - ・巡回スクールカウンセラーの活用を保護者や教職員へ周知徹底し、子どもの心の状態の変化の早期発見、早期治療に努める必要がある。
- 情報共有の推進について
（学校情報発信事業）
 - ・学校から保護者にメールで情報を送れるようにできないか。
- 学校給食の充実について
（給食費徴収事業）
 - ・給食費の未納者に対する対策を考える必要がある。
（給食事業）
 - ・学校給食は安心、安全が当たり前である。異物混入事件をしっかりと受け止め、対応マニュアルを作成、整備する必要がある。

- ・給食残菜量を減少させるためには、給食の味付けについて子どもからアンケートを取ることが必要である。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

○特色ある学校づくりの支援について

- ・地域住民の力を学校の教育活動に一層取り入れ、地域の特色を生かした学校運営ができるよう関係各課、関係団体等と連携に努めます。併せて、学校評議員を活用し、特色ある学校づくりが推進されているかどうか、学校関係者評価の充実を図ります。

○きめ細かな学校教育の推進について

- ・子どもたち一人ひとりのニーズに対応できるよう指導法改善に努めるとともに、引き続き町独自に学校補助員や特別支援教育補助員等を配置し、個に応じたきめ細かな教育に取り組みます。平成23年度の学習指導要領の改訂に伴う小学校5・6年への外国語活動の実施を受け、国際理解教育指導員を有効的に活用し、1年～4年の英語活動と併せて年間指導計画や学習活動を見直し、その活動の充実に努めます。併せて、学力向上プランを策定し、学力向上、読書指導の充実に努めます。また、特別に配慮を要する子どもたちへの適切な支援を進めるため、スクールカウンセラーや教育相談員を引き続き配置し、子どもの心の状態の変化の早期発見、早期治療に努めるとともに、特に、県教育委員会から派遣される訪問相談担当教員や特別支援アドバイザーの活用については保護者や教職員へ周知します。

○教育施策の総合的な推進について

- ・教育委員会、学校、その他の教育機関が円滑に教育行政を進め、児童・生徒及び教員がより良い環境で学習することができるように努めます。

○情報通信機器の整備について

- ・基本的な校内LAN及び地上波デジタル放送受信設備を含めた環境整備を行い、情報教育を推進するために必要な情報通信機器の導入を行います。また、必要に応じ、既存機器の再配置も行い機器の補完に努めます。

○情報共有の推進について

- ・教育委員会ホームページで、広く町民等に教育委員会の取組みなどの情報を発信します。また、町の防災メールを活用して子ども達の安全サポートに努め、今後は学校情報のメール配信について検討していきます。

○学習環境の整備・充実について

- ・新学習指導要領の完全実施を目前に控え、必要な備品の整備に力を入れます。児童生徒及び教職員がより良い環境で学習することができ、健康面でも安心して学校生活を送ることができるよう、健康診断、学校環境検査等を実施します。また、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒に対しては、速やかに経済的援助を実施します。

学校施設等については、今後も児童・生徒の安全性に配慮し、学校教育に支障が生じないよう、緊急性の高いものから計画的に整備を実施していきます。

○学校給食の充実について

- ・給食の安心・安全を最優先に考え、学校給食に係る危機管理対応マニュアルを策定した。今後は、学校、学校給食センター、教育委員会における対応を明確にし、マニュアルに即した適切、迅速な対応ができるようにします。

- 食育を充実させるため栄養士による指導を積極的に行うとともに、保護者には給食試食会等を通して食に関する関心と食事の大切さを理解していただけるよう努めます。
- 給食の残菜量を減少させるために、子どもや保護者への献立アンケート等を実施し、栄養のバランスを踏まえ、献立の工夫改善に努めます。

基本方針（２）

生涯学習とスポーツを通して、心身ともに健康で生きがいのある生活と心のかよう地域社会をつくとともに、地域の教育力を生かした子どもたちの健全育成を推進します。

目 標

子どもから高齢者まで、町民だれもが学びたいときに学びたいことが学べる環境づくりを推進するため、町民が望んでいる学習情報を把握し、様々な分野の学習プログラムと学習の場を提供する。また、講座の受講生が、そこで学んだことを活かせるよう、各種講座の講師やサークル活動に対する支援活動等に活用し、学習意欲の高揚と、生きがいを持てる環境づくりを推進する。さらに、次代を担う青少年の健全育成を図るため、家庭教育学級の開設、各種青少年育成団体支援、地域の教育力を活かした学校・家庭・地域の連携強化を推進する。

施 策

- ・生涯学習の充実
- ・青少年健全育成の充実
- ・生涯学習資料の充実
- ・生涯スポーツの振興

取組状況及び評価

施 策 名	内 容	21年度状況	施策評価
生涯学習の充実	(生涯学習充実事業) ・「いきいき塾さかえ」を開催し、個々の学習意欲と、年齢や価値観、社会情勢によって変化する学習ニーズに的確に応えるため、様々な学習を提供する。 ・町民一人ひとりの生涯学習の関心を高め、意欲を誘発するような啓発活動を展開する。	(生涯学習充実事業) 生涯学習アドバイザーや町職員を講師に、パソコンや着付け、ふるさと再発見講座、ヨガ教室等、29講座を実施した。 また、ふれあいプラザさかえを拠点に60のサークルが活動を展開している。	自主的に同じような考えを持つ人たちが、少人数のグループをつくり独自に学習を行う傾向にある。これからはその様な自主的活動を応援する体制づくりを行うとともに、現在ふれあいプラザさかえを拠点に活動するサークルの活動支援を行っていく。

<p>青少年健全育成の充実</p>	<p>(青少年健全育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄町青少年相談員連絡協議会は、30人の相談員で構成され、町内の青少年の健全育成を目的に活動しており、その自主的な活動について後方から支援する。 ・栄町の青少年育成関係団体等が連携・協力し、実態に即した青少年健全育成活動を推進する。 ・栄町子ども会育成連絡協議会は、単位子ども会5団体で14名の役員で構成され、子ども会活動の発展を図ることを目的に活動を行っており、この活動を後方から支援する。 ・ふれあいプラザさかえ文化ホールで成人式を実施する。 	<p>(青少年健全育成事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オールナイトハイクを開催したほか、各種団体が行うイベント等への協力を積極的に行った。年度当初予定していた軽スポーツ大会、凧作り教室等が新型インフルエンザの関係により実施出来なかった。また、定期的な会議の開催や、近隣市町村青少年相談員との交流・情報交換を行った。 ・県消費生活相談センター消費生活指導員を講師に、「若者は狙われている～わが子を消費者被害から守るために」をテーマとした講演会を町PTA連絡協議会と合同により開催し、近年、増加している若者の消費者被害等の効果的な対処方法等を学ぶ機会を提供した。 ・ドッジボール大会等の子ども会主催事業の支援を行うとともに、ジュニアリーダー養成講座を開設し、様々な体験等を通して、ジュニアリーダーとして必要な知識・技能の習得、資質の向上を図った。 ・成人式実行委員会会議を4回程度開催し、式典内容の充実を図った。 	<p>現在活動している小学校区ふれあい推進委員の事業内容の拡充を支援するとともに組織が未設置の安食小学校区・安食台小学校区における組織の立ち上げを支援し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを守り・育てる環境づくりを推進した。</p> <p>また、青少年相談員や栄町子ども会育成連絡協議会が実施する事業支援をとおして、子どもたちに様々な体験機会を提供するとともに、町においても青少年健全育成につながる講演会等の開催と啓発事業を推進した。</p> <p>また、成人式では実行委員会が主体となつての成人式を挙行し、多くの新成人の参加のもとに円滑かつ盛大な成人式を開催することができた。</p>
-------------------	---	--	--

	<p>(学校地域連携推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども達と地域の人々の連携強化を推進するため、各小学校区の「ふれあい推進委員」の活動を支援する。 ・地域が学校を支援する活動を通じて、地域ぐるみで子育てをする体制づくりを進める。 ・子どもたちが親元を離れ、団体生活を通して社会性の涵養と地域の方法とのつながりを深める。 <p>(家庭教育・人権教育支援業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に対する認識を深め差別のない町づくりを推進する。 ・全ての小・中学校を対象に、家庭教育学級を一定期間にわたり計 	<p>(学校地域連携推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北辺田小学校区、酒直小学校区、布鎌小学校区の3小学校区ふれあい推進委員活動を支援したほか、安食小学区、安食台小学区については、次年度からの、組織の立ち上げを促進した。 ・竜角寺台小学校区で、学校支援地域本部事業を実施した。学校と地域の橋渡し役としてコーディネーターを配置し、簡易な施設修繕や花壇整備などの学校整備、本の読み聞かせなどの授業サポートを行った。 ・通学合宿を予定していたが、新型インフルエンザによる学級閉鎖の関係により、中止とした。 <p>(家庭教育・人権教育支援業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題に関する意識の高揚を図るため、広報等によるPRや広域研修会への参加を図った。また、児童向け人権教育教材(ビデオ、映画フィルム)の学校貸出しや、子ども会等の活動支援を通して、子供たちの豊かな心と生きる力の醸成を図った。 ・各小学校で活動する家庭教育学級に対し、活動助成金を交付すると 	
--	--	---	--

	<p>画的・継続的に開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の小学校6校、中学校2校のPTAで組織し、会議及びスポーツ大会、研修会等を開催し、PTA活動の向上と相互の連携や親睦を図る。 	<p>もに、研修会や各種親睦事業等の支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA連絡協議会の活動に対する助成金を交付するとともに、研修会や各種親睦事業等の支援を行った。 	
生涯学習資料の充実	<p>(図書・視聴覚整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の読書・資料収集を支援し、図書室からの情報発信に努める。利用者にとって快適・便利な図書室を展開する。また、学校図書室や県立図書館などの相互協定を結び、書籍の効率的な利用を図る。 ・図書室作業ボランティアによる配架、書架整理、本の修理や、図書室ボランティアおはなし会・人形劇パレットによる図書室内装飾など、より一層の効率的・機能的な運営を図る。 ・学校図書室と連携した図書資料の貸出・情報提供、また、学校図書室運営の助言等を行う。また、図書室ボランティアによる読書活動普及事業を支援し、子ども達の読書教育の推進を図る。 ・学校・団体などに積 	<p>(図書・視聴覚整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書室奉仕活動を効率的に行いながら、書架の配架替えや、乳幼児の利用を図るために、室内に乳幼児向けの図書の配架や読書スペースの設置をしたほかテーマ別のコーナーなどを提供し読書にふれ合う機会を増やした。 ・今年度から、赤ちゃんとその保護者もゆっくりと本を選べるスペースの設置、毎月テーマを設けた図書特別展示コーナーを設置、新着本案内などを掲載した図書室情報の掲示を行った。また、新型インフルエンザの影響でおはなし会や人形劇などの一部事業が中止となった。 	<p>住民にとって役立つ図書室の存在意義を確立するため、図書室が住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決や、生活上の問題解決に必要な資料を提供することにより図書室の存在意義の確立を目指す。</p>

	<p>極的に視聴覚教材を提供します。また、小学校低学年以下を対象に、保有する視聴覚教材（16ミリフィルム・ビデオ）を使った子ども映画会を開催する。</p>		
生涯スポーツの振興	<p>（スポーツ・レクリエーション関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯スポーツの推進役として体育指導委員協議会では、地域住民が継続的なスポーツ活動ができるよう、軽スポーツを中心とした事業の企画・運営を行っており、教育委員会はその活動を推進するための支援を行う。 ・平成22年9月開催のゆめ半島千葉国体で栄町がデモンストレーション行事・サイクリングの会場地となったため、開催に向けて準備を進めた。 <p>（各種大会支援事業）</p> <p>スポーツを通じて多くの町民が体力・技術向上及び日常生活の一部としてスポーツに親しめるよう体育協会では、各種スポーツ大会・スポーツ教室の企画・運営を行っており、教育委員会はその活動を推進するための支援を行う。</p>	<p>（スポーツ・レクリエーション関連事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽スポーツ教室「スポーツ吹き矢」を毎月、ふれあいハイキングを夏・秋に、また、町スポーツ・レクリエーション祭「グランドゴルフ大会及びターゲットゴルフ大会」を開催し、子供から高齢者まで様々な年代の参加を得た。 ・PRを兼ねて「プレ大会サイクリング in 栄町」（参加者71名）やサイクリング講座を開催した。 ・栄町実行委員会を設立し、基本方針、方向性を決定した。 <p>（各種大会支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利根リバーサイドマラソン・ウォーキングを開催し、町内外から多数の参加を得た。 ・町民運動会を開催し様々な年代の参加を得た。 ・印旛郡市民体育大会に出場し、町村の部優勝、総合第6位の成績を収めることができた。 	<p>町民が気軽に参加し、様々なスポーツを楽しむ機会を提供することができ、町民相互の交流の場を設けることができた。今後も体育指導委員、体育協会及び関係機関と連携を図り、生涯スポーツの振興に寄与していく。</p> <p>なお、町民運動会については、健康志向を反映した種目を取り入れたが、今後の開催にあたり、自治会や学校等との連携を図り、会場・参加者の募集方法・競技種目等について検討する必要がある。</p> <p>また、体育施設について快適に利用できるように施設の環境整備に努めているが、利用者要望の全てを満たすまでには至っていないため、今後も引き続き計画的な施設整備に努め、利用者ニーズに応えられるようにする。</p>

	<p>(スポーツ競技力向上事業) 老若男女が様々なスポーツに接することができるよう、関係団体と連携を図りながら各種事業の企画立案を行う。</p> <p>(生涯スポーツ環境整備事業) 社会体育施設(野球場、テニスコート)、小中学校体育館等の利用者がいつでも快適に施設利用できるように、施設環境を整備し利用者に提供する。</p>	<p>・印旛郡市駅伝競走大会に出場し、総合14位と健闘した。</p> <p>(スポーツ競技力向上事業) 関係団体と連絡調整を図り、町長杯ソフトバレーボール大会等を開催し、参加者の拡大を図った。</p> <p>(生涯スポーツ環境整備事業) 水と緑の運動広場野球場を始め、社会体育施設の環境整備(管理作業、補修作業)を迅速に行った。</p>	
--	--	--	--

学識経験者の意見(基本方針(2)について)

- 青少年健全育成の充実について
(青少年健全育成事業)
 - ・今後、各校に配置されているふれあい推進委員の事業と竜角寺台小学校の学校支援地域本部事業について、今後のあり方を明確にしていきたい。
- 生涯学習資料の充実について
(図書・視聴覚整備事業)
 - ・資料として内容が古いものが見受けられるため、改善したほうがよいのではないか。
- 生涯スポーツの振興について
(各種大会支援事業)
 - ・町民運動会については、多くの町民が参加できるよう運営方法を検討してください。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

- 生涯学習の充実について
 - ・町民の学習ニーズにあった新規講座の講師の発掘及び開設を行うとともに、人気講座を引き続き実施します。また、現在ふれあいプラザさかえを拠点に活動するサークル

の活動の支援を継続していきます。

○青少年健全育成の充実について

- ・地域と子供たちの良好な関係づくりをとおして青少年健全育成の推進を継続するため、青少年相談員連絡協議会や子ども会連絡協議会、地域ふれあい推進委員会等の団体との連携を密にするとともに、これらの団体が行う活動の支援や学校支援本部事業について引き続き実施し、学校と地域の融合を図ります。

また、青少年育成栄町民会議事業について、今後も大勢の町民が参加できるような事業の計画、関係実施に努めます。

○生涯学習資料の充実について

- ・子どもたちを含め、町民の読書要求に対応できるよう、計画的な図書整備に努めます。

○生涯スポーツの振興について

- ・社会体育関係団体と連携を図りながら、様々な世代の方々が各種のスポーツに親しみ、心身ともに健康で過ごせるよう生涯スポーツの振興に努めます。

なお、町民運動会については、自治組織や学校等との連携を図り、会場・参加者の募集方法・競技種目等について検討し参加者の拡大に努めます。

基本方針 (3)

地域に根ざした芸術・文化の育成と町内にある文化財の保護・伝承・活用を図り、個性豊かで潤いのある地域文化の醸成を図ります。

目 標

町民が芸術文化の催事を気軽に楽しみ、芸術文化を自然と身近に感じて、心豊かな人間形成と共に芸術文化活動へ参加できるよう機会の提供と拡大を図り、町内に所在する歴史文化遺産や文化財を保護するために、重要な文化財を指定し、民俗芸能等の伝承を支援する。また、その情報を広く普及することによって、文化財の保護思想を育てる。

施 策

- ・文化芸術発信拠点の充実
- ・町史編さん事務の充実
- ・文化財保護の充実

取組状況及び評価

施 策 名	内 容	21年度状況	施策評価										
文化芸術発信拠点の充実	<p>(ふれあいプラザ施設管理事業)</p> <p>ふれあいプラザをより多くの住民に利用していただくため、利便性の向上と安全性の確保に努め、利用等に関する事務改善並びに利用方法の周知徹底、施設・設備の不具合を解消し、利用者の増加を図る。</p> <p>(自主文化事業)</p> <p>自主事業の実施と併せて、貸館事業により民間等が催行する事業を多く取り入れ、町民が文化芸術にふれる機会を増やす。</p>	<p>(ふれあいプラザ施設管理事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいセンター利用件数 4,795 件 ・ふれあいセンター利用人数 132,057 人 ・文化ホール利用件数 43 件 ・文化ホール利用人数 14,858 人 ・悠遊亭利用件数(貸切) 56 件 ・悠遊亭利用人数 8,672 人 <p>(自主文化事業)</p> <p>芸術文化事業(貸館事業含む)</p> <table> <tr> <td>歌謡</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>舞踊</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>演芸</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>吹奏楽・合唱</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ピアノ発表</td> <td>1</td> </tr> </table>	歌謡	3	舞踊	2	演芸	1	吹奏楽・合唱	3	ピアノ発表	1	<p>文化ホールは、舞台吊物装置改修工事のため半年間閉鎖しており、利用回数・利用人数が減少したが、施設の安全性が確保され利用者にとって有益であった。</p> <p>「ふれあいプラザまつり」は、日頃の練習成果を披露する機会として、目標としているサークルも多く、また町民が鑑賞し文化芸術に気軽にふれてもらえる機会として、本事業の成果は大きいことから今後も継続して取り組む。</p> <p>また、自主事業として川村学園と連携してのハンドベルロビーコンサートなど、特色ある事業展開を行っているが、好評であるので</p>
歌謡	3												
舞踊	2												
演芸	1												
吹奏楽・合唱	3												
ピアノ発表	1												

	<p>(文化芸術団体の指導及び育成事業) 文化芸術団体等の活動支援のひとつとして、各団体の日頃の活動成果を広く知ってもらうため、「ふれあいプラザまつり」で発表(参加・鑑賞)する機会をつくり、合わせて文化芸術に対する意識を育てる。</p>	<p>バレエ(ダンス) 1 作品展 5 ピアノ開放 1</p> <p>(文化芸術団体の指導及び育成事業) 「ふれあいプラザ祭り」 ふれあいセンター部門 29団体発表 文化ホール部門 21団体発表 来客数(2日) 4,200人</p>	<p>今後も継続の方向が良いと考える。特に21年度新たに実施したピアノ開放事業は、高価なピアノを手軽に演奏できる機会の提供として良い事業であったと考える。</p>
<p>町史編さん事務の充実</p>	<p>(町史編さん事業) 栄町の歴史、文化遺産等を史実に基づき、調査、収集及び記録し、永く後世に伝え、愛郷心の高揚を図るとともに町勢の発展に寄与することを目的とし、町史を刊行する。</p> <p>(記録資料の保存・公開事業) ・地域の共有財産である自治組織等(区、町内会、自治会)管理文書を中心に記録史料の整理保存作業を実施する。 ・公文書館法に基づき、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずるよう体制の整備を行い、後世の町民</p>	<p>(町史編さん事業) 専門委員調査(6回)、古文書解読筆耕作業(84枚)、「フスマ下張り文書(安食・山田家、北辺田・石原家)」の整理を実施した。(週1回程度) 昔ばなし等を町広報紙に掲載した。(年12回) 龍角寺開基1300年記念事業に関連し、資史料提供等を行った。</p> <p>(記録資料の保存・公開事業) ・安食地区200点程度の古文書の整理を実施。 ・廃棄期限となった公文書から173点の歴史的公文書を収集した。 保存文書等閲覧者数 行政利用 延6人 地域史料 延16人</p>	<p>町史の編さん・刊行に向け調査を進めた。また、今後も年12回の広報紙掲載等を行い、愛郷心の高揚を図る。龍角寺の歴史について町史の研究成果を活用・公開した。また、記録史料の他、歴史的公文書の整理・保存を進めた。今後、できるだけ早期に多くの資史料を公開・閲覧できるようにする。</p>

	に伝えるよう推進する。		
文化財保護の充実	<p>(文化財の保全・活用事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民俗芸能保持団体への活動の支援のための補助金交付や活動内容の検討を行う。 ・町指定文化財の適正な維持管理のための指導・監督・指定候補物件の調査、及び指定を行う。 ・国指定史跡のき損や現状変更届等、史跡を適正に保存するための事務を行う。 ・埋蔵文化財の保護を目的に開発事業者から提出される埋蔵文化財の発掘などの書類を審査し、所在地の取扱いについての協議・回答を行う。 ・文化財を保護する意識の普及事業を行う。 	<p>(文化財の保全・活用事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北辺田獅子舞保存会・矢口獅子舞伝承会に対し補助金を交付して、両獅子舞の歴史的価値や継承の重要性について共通の認識を確認した。 ・国史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳の現状変更届を進達、県教育委員会と協議の上、指導した。 現状変更届件数 3件 ・開発事業に係る埋蔵文化財の取扱いについて、適正に処理した。 埋蔵文化財の取扱いについて件数 14件 ・文化財審議会等の協力を得て、岩屋古墳西側石室の鉄扉を付け替えた。 龍角寺開基1300年記念事業に関連し、「龍角寺パンフレット」編集、「龍角寺薬師如来坐像特別拝観」解説、「リアル宝さがし・龍角寺瓦塚発掘体験」指導のほか、千葉県立房総のむら風土記の丘資料館企画展「龍角寺古墳群と龍角寺」展示協力、記念講演「古代印旛と大和王権」協力、特別講演「岩屋古墳と龍角寺」 	<p>龍角寺古墳群は最終的に全体を国指定史跡にし、岩屋古墳など主要な古墳を精査し、歴史的価値をより明らかにするとともに、文化財保護にも、観光資源にも効果的な整備・活用を図る。町指定関係は、有形文化財（建造物、彫刻、古文書、考古資料など）、民俗文化財（芸能など）について精査し、特に重要と思われる文化財を指定し、保護するとともに活用していく。</p>

	<p>(龍角寺古墳群指定・調査整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳について公有地化を図る。 ・龍角寺古墳群全体の国史跡指定を進める。 ・国史跡龍角寺古墳群・岩屋古墳の整備・活用を進める。 	<p>協力、「七不思議探究ウォーク」解説等を行った。</p> <p>千葉県文化財課主催「龍角寺・龍角寺古墳群を歩く」には講師派遣。</p> <p>(龍角寺古墳群指定・調査整備事業)</p> <p>岩屋古墳エリアの用地測量を実施し、公有化を進め全体面積の42パーセント(26,950.23㎡)を達成し、追加指定について、地権者に説明した。また、「龍角寺古墳群・岩屋古墳国指定1周年記念文化財紀行」を実施した。</p>	
--	--	---	--

学識経験者の意見 (基本方針(3)について)

○文化芸術発信拠点の充実について

(ふれあいプラザ施設管理事業)

- ・平成7年から10年位までは文化ホールの利用人数は多かったが、ここ数年減ってきている。理由は何かわかりますか。
- ・もっと利用してもらうための方法は何かないか。
- ・悠遊亭の休止中の風呂は、予算的な関係で再開しないのか、風呂自体の必要性の問題なのか。

(自主文化事業)

- ・ピアノ開放事業など特色ある自主事業はもっと回数を増やしても良いのではないか。

○町史編さん事務の充実について

(記録資料の保存・公開事業)

- ・町史資料及び記録史料・歴史的公文書について、多くの資史料を公開・閲覧できるようにしてほしい。

○文化財保護の充実について

(文化財の保全・活用事業)

- ・岩屋古墳は、石室に入れないことが多いので、いつでも見学できるようにしてほしい。

学識経験者からの知見を受けての総合評価

○文化芸術発信拠点の充実について

- ・設備改修のため文化ホールを半年間閉鎖したことにより、利用人数は減少したものの施設の安全性が確保され利用者にとって有益であった。
- ・ふれあいプラザを活動拠点とするサークルの高齢化が進んでいることもあり、利用人数の減少がみられるが、日頃の練習成果を披露する機会、また、多くの町民が鑑賞し文化芸術に気軽にふれてもらえる機会として「ふれあいプラザまつり」の成果は大きいため、継続して推進していきます。
- ・独自性のある自主事業の展開として、ピアノ開放事業は普段演奏する機会の少ない高価なピアノを、短時間ではあるが演奏でき参加者に好評であった。今後も、特色ある自主事業の推進に努めます。

○町史編さん事務の充実について

- ・町史資料及び記録史料・歴史的公文書について、できるだけ早期に、余裕教室などを利用して公開・閲覧できるようにしていきます。

○文化財保護の充実について

- ・岩屋古墳は、歴史的価値をより明らかにするとともに、文化財保護にも、観光資源にも効果的な整備・活用を図ります。